

次のとおり条件付一般競争入札を行う。

令和7年9月1日

岸和田市長 佐野英利

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

岸和田市入札契約関連事務システム導入業務

(2) 業務の場所

ア 契約管理システム

受託者の管理するサーバー内（インターネット上から確認できる場所）又は岸和田市役所内（クライアントサーバー方式の場合）

イ 入札等参加資格審査申請システム

受託者の管理するサーバー内（インターネット上から確認できる場所）

(3) 業務の概要

ア 入札等参加資格審査申請システム

（ア） システム導入及び運用

（イ） 操作研修

イ 契約管理システム

（ア） システム構築

（イ） システム導入、設定

（ウ） 操作研修

（エ） 業者データの移行（現システム登録分）

（オ） 入札情報、契約情報の移行

(4) 契約期間

ア 契約管理システム

契約締結の日から令和12年7月31日まで。

イ 入札等参加資格審査申請システム

契約締結の日から令和12年7月31日まで。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者又は同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者（その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合に限る。）であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者若しくは申立てをなされていない者又は会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者（その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合に限る。）であること。
- (5) 本市の業務委託指名競争入札参加資格を有する者
- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (8) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にない者であること。
- (9) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 1 日までの間に、契約管理システム及び入札等参加資格審査申請システム（以下「システム」という。）の構築が完了し、かつ、同システムの運用が開始されている契約について、国又は地方公共団体と契約し、元請けとして行った実績について 1 件以上あること

3 入札参加資格の審査申込手続に関する事項

本入札に参加を希望する者は、第 1 号に掲げる書類を総務部契約検査課まで提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申込書

イ 業務実績調書

※ 条件付一般競争入札参加申込書及び業務実績調書の様式は、市長が別に定め

たものとする。

(2) 条件付一般競争入札参加申込書の提出

令和7年9月8日（月）から同月10日（水）までの午前9時から午後5時までの間（正午からの45分間を除く。）に、総務部契約検査課まで持参して提出すること（郵送は不可）。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果、資格を有すると認めた者には、令和7年9月22日（月）午後5時までに入札参加通知書、入札説明書及び入札要項を電子メールで通知するものとする。

入札参加を認められなかった者については、書面によりその理由を付して通知するものとする。

4 仕様書等の閲覧等

(1) 当該業務の仕様書等は、令和7年9月1日（月）から同月30日（火）まで岸和田市公式ウェブサイトより閲覧又はダウンロードすることができる。

(<https://www.city.kishiwada.lg.jp/soshiki/14/>)

(2) 仕様書等に関する質疑がある場合は、令和7年9月8日（月）から同月10日（水）まで（ただし、10日（水）については午後5時まで）に、次の送付先に質疑書を電子メールで送付すること。

送付先 総務部契約検査課

メールアドレス keiyaku@city.kishiwada.osaka.jp

当該質疑に対する回答は、令和7年9月22日（月）午後5時までに回答書を電子メールで送付するものとする。

5 入札執行の日時及び場所

令和7年10月1日（水）午前10時00分

職員会館3階会議室

6 入札執行の取りやめ等

やむを得ない事由により入札執行を取りやめ、又は延期するべきと判断したときは、入札執行を取りやめ、又は延期するものとする。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 業務委託入札心得第9条に該当する入札

(2) 入札時点までに指名停止要綱により指名停止の措置を受けた者が行った入札

8 入札保証金に関する事項

本入札に参加を希望する者は、岸和田市財務規則（平成9年規則第11号）第106条の規定により入札予定価格の100分の3に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第108条第2号の規定に該当する場合は納付を免除する。

9 契約保証金に関する事項

財務規則第121条の規定により契約金額に100分の10を乗じて得た額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第123条の規定に該当する場合は納付を免除する。

10 契約に関する事項

(1) 落札者と市は、契約書の内容について協議を行い、令和7年10月15日（水）までに合意を得て契約を締結する。

(2) 契約条項は、令和7年9月1日（月）から同月30日（火）まで（ただし、岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項の市の休日を除く。）の間に、総務部契約検査課において提示する。

11 その他

現場説明については、これを省略する。

12 入札及び契約に関する問合せ先

岸和田市総務部契約検査課物品契約担当

電話 072-423-9548（直通）